

テーマ「東南アジア法規制動向と Chemsherpa (ケムシェルパ) について」報告書

【講演者】日本ケミカルデータベース株式会社 坂下様

【略歴】

【講演内容】

- ・発表内容は、前半に「東南アジア法規制動向」、後半に「Chemsherpa (ケムシェルパ) について」という2つのテーマについて、解説された。

1) 「東南アジア法規制動向」

近年、海外各国では、SDS(安全データシート)について、GHS 対応がもとめられている。GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) とは、化学品の危険有害性 (ハザード) ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するものである。

この GHS 対応は、2020 年末までに達成することを目標として、世界各国が法整備や運用方法の取り決めを行っている。今回対象の東南アジアでは、ほとんどの国が、現時点でも「既存化学物質制度 (インベントリ)」等の化学物質規制が確立されておらず、日本企業各社も最新動向を入手すべく努めている。

今回、タイ、ベトナム等の東南アジア各国の最新動向を詳細に解説していただいた。

2) 「Chemsherpa (ケムシェルパ) について」

アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP : Joint Article Management Promotion consortium) が、アーティクル (部品や成形品等の別称) が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みとして開発されたシステムが、「Chemsherpa (ケムシェルパ)」である。これについて、その目的や使用方法について解説された。

質問1 : GHS 対応の SDS は、各国の規制があるため、それぞれに合わせた内容に書き換える必要があると思いますが、いかがですか？

回答1 : その通りです。ただ、基本的な GHS 対応の部分は、国連基準で決まっています。東南アジアでは、日本が主導して国連基準 GHS 「第7版」での対応にするよう統一されています。そのため、基本の GHS による違いはないものと考えられます。

質問2 : オーストラリアやニュージーランドの最新動向について、教えてほしい。

回答2 : 今回は、準備していないので、詳細についての説明は割愛させてほしい。

以上